防府市 P P P / P F I 手法導入優先的検討指針

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様なPPP/PFI手法を導入するための優先的検討指針を次のように定める。

1 総則

(1) 目的

本指針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会 資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を 確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する 法律(平成11年法律第117号)
- イ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ウ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備 等に関する事業
- エ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- オ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- カ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する 企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- ク 優先的検討 本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに 当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施 設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とするPPP/PFI手法

本指針の対象とするPPP/PFI手法は、次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公	公共施設等運営権方式	
共施設等の運営等	の運営等 指定管理者制度	
を担う手法	包括的民間委託	
	O(運営等 Operate)方式	
イ 民間事業者が公	BTO方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)	
共施設等の設計、	BOT方式(建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer)	
建設又は製造及び	BOO方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate)	
運営等を担う手法	DBO方式(設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)	
	RO方式(改修 Rehabilitate-運営等 Operate)	
ウ 民間事業者が公	BT方式 (建設 Build - 移転 Transfer)	
共施設等の設計及	(民間建設買取方式)	
び建設又は製造を	民間建設借上方式及び特定建築者制度等(市街地再開発事	
担う手法	業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加	
	者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)	

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合 及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の対象とする事業

次の(1)及び(2)に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修 を含むものに限る。)
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

(3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第 51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
 - ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事 業
- エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- オ これまで導入の検討を行った公共施設整備事業(運営等の見直しを行わない場合に限る。)

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めると ころにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- ア 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略
- イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が 定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 次の5の簡易な検討 を省略し、6の詳細な検討を実施
- ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該 提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切で あるとされている場合における当該採用手法 次の5の簡易な検討を省 略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について 費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総 額との間で同様の比較を行うものとする。

- ア 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ利用料金収入
- エ 資金調達に要する費用
- オ 調査に要する費用
- カ 民間事業者の適正な利益及び配当

(2) 定性評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と 認めるときは、(1) にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑 制につながることを定性的に評価することにより採用手法の導入の適否 を評価することができるものとする。

ア 事業の適合性

- ・民間の創意工夫の発揮余地があるか
- ・安定的・継続的なサービスの需要の確保が可能か
- ・民間事業者に管理運営のノウハウがあるか
- ・競争性を確保できるか
- ・他市等に同種の施設の実施例はあるか

イ 制度上の制約

- ・事業主体が民間事業者になれるか
- ・国庫補助、起債に関する制約があるか

ウ 効果の大きさ

・サービスの質の向上が図れるか

6 詳細な検討

5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

- (1) 簡易な検討の結果の公表
 - ア 費用総額の比較による評価の結果の公表
 - 5 (1) の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の 導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に 定める時期にホームページ上で公表するものとする。
 - (ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設 整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法 を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - (イ) PPP/PF I 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切 な時期

イ 定性評価の結果の公表

- 5 (2) の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にホームページ上で公表するものとする。
- (ア) PPP/PF I 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PF I 手法を導入しないこととした後、適切な時期
- (イ) PPP/PF I 手法簡易評価の内容(6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後適切な時期

(2) 詳細な検討の結果の公表

6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にホームページ

上で公表するものとする。

- ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整 備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導 入しないこととした後、遅滞ない時期
- イ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容(6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

8 適用開始時期

この規程は、令和6年4月1日から適用する。

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等費用 (運営等費用を除く。)		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		